

改正案

（密接な関係を有する会社）

第四条の七 法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第六條の二第一項第五号及び第六号、第九條第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五條の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八條の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二（略）

2（略）

第三章 公開買付けに関する開示

第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け

現行

（密接な関係を有する会社）

第四条の七 法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第七條第五項第二号、第九條第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五條の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八條の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二（略）

2（略）

第三章 公開買付けに関する開示

第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め

る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一 株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有

する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四 特定買付け等(株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の前において当該特定

買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七條の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節

において同じ。)とその者の特別関係者(同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。)の株券等所有割合とを合計した割

合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等(当該特定買付け等の後にお

けるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合(その者に特別関係者(同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。)があ

(新設)

る場合にあつては、その株券等所有割合を加算したものを。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

- 
- 八 担保権の実行による特定買付け等
- 九 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等
- 十 株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）
- 十一 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等
- 十二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等
- 十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいい、同条第二十九項に規定する外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券
-

等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五 証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2 法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

3 法第二十七条の二第二項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる

（新設）

（新設）

買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。第十四条の六の二第三号において同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

- 2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。
  - 一 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等
  - 二 株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等
  - 三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等
- 四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げ

四 株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）をしてしている場合

六 その他内閣府令で定める場合

2 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める期間は、三月とする。

3 法第二十七条の二第一項第四号の株券等の取得に係る政令で定める割合は、取得しようとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の十とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

4 法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所有価証券市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行うおとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める期間は、当該株券等につき行われている公開買付けに係る公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）に記

る証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

3 法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）をしてしている場合

六 その他内閣府令で定める場合

載された株券等の買付け等の期間の開始日から当該期間の終了の日までとする。

6 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、株券等買付者（株券等の買付け等を行う者をいう。以下この項において同じ。）が行う株券等の取得（株券等の買付け等及び同条第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この項において同じ。）及びその特別関係者（同条第七項第二号に規定する特別関係者をいう。）が行う株券等の取得を株券等買付者が行う株券等の取得とみなして同条第一項第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得として行われる株券等の買付け等とする。

4 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者が発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

5 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者が発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五 担保権の実行による特定買付け等

六 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七 株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は

従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九 法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならぬ発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十 証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいふ。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（買付け等の期間等）

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいふ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいふ。）を行った日から二十日以上で六十日以内とする。

2 (略)

（買付け等の期間等）

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいふ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいふ。）を行った日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下この節及び次章において「行政機関の休日」といふ。）の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内とする。

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、すべての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができ対価の種類をすべてに応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行するすべての株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6 (略)

(特別の関係)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。第十三条において同じ。）は、すべての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができ対価の種類をすべてに応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

6 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

255 (略)

(株券等所有割合の算定に加算する有価証券)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 新株予約権証券

三 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

255 (略)

(株券等所有割合の算定に加算しない有価証券)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券若しくは同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの又は投資証券等とする。

(新設)

(新設)

(新設)

定めを設けている場合における当該株式に係る株券

四 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式に係る株券

五 外国法人の発行する証券又は証書で前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(公開買付開始公告等)

第九条の三 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第二項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十第四項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

一 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第二項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十第四項及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 公開買付期間の末日

二 (略)

5 (略)

(新設)

(新設)

(公開買付開始公告等)

第九条の三 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

一 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 公開買付期間の末日

二 (略)

5 (略)

6 | 法第二十七条の三第一項後段並びに第二十七条の十第二項第二号

及び第三項に規定する政令で定める期間は、三十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四 第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五 （略）

六 第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七 その株券等が上場されている外国の証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十

（新設）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（新設）

三 第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四 （略）

五 第七条第五項第十号に掲げる買付け等をする場合

（新設）

（新設）

五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 株式又は投資口の分割
- 二 株主に対する株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

2 | 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

(削除)

- 一 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付開始公告を行った後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七條の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 (新設)

法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 買付け等の価格を引き下げること。

二 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付開始公告を行った後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七條の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう

。 ) を行い、公開買付けを行つている場合

(削除)

(削除)

二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項若しくは第三項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行つた場合 当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

三・四 (略)

。 ) を行い、公開買付けを行つている場合

三 買付予定の株券等の数を減少させること。

四 買付け等の期間を短縮すること。

五 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項若しくは第二項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行つた場合 当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六・七 (略)

(意見表明報告書等を提出すべき期間等)

第十三条の二 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める期間は、十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)とする。

2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める期間は、五日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)とする。

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)

イ 〃チ (略)

リ 証券取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ 証券業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル (略)

ヲ 株式又は投資口の分割

(新設)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)

イ 〃チ (略)

リ 証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ 証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第七十四条第五項の規定による申出

(新設)

ワ 株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

カ 株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行（ヲ及びワに掲げるものを除く。）

ヨ 自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（ワに掲げるものを除く。）

タ 既に発行されている株式について、会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをすること。

レ 重要な財産の処分又は譲渡  
ソ 多額の借財

ツ イからソまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二 対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ 公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を内閣府令で定める割合以上減少させることとなる新株の発行その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を既に行つており、かつ、当該決定の内容を公表している場合 当該

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

キ イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

（新設）

決定を維持する旨の決定

ロ 公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合 当該異なる定めを変更しない旨の決定

三・四 (略)

五 その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの  
2 (略)

(部分的公開買付けを行うことができる場合)

第十四条の二の二 法第二十七条の十三第四項に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

第二節 発行者による上場株券等の公開買付け

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

2 法第二十七条の二十二の二第二項第二号に規定する多数の者が買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)に関する事項を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定めるものは、当該買付け等に関する事項(当該買付け等に係る上場株券等(法第二十四条の六第一項に規定する

二・三 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

第二節 発行者による上場株券等の公開買付け

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

2 法第二十七条の二十二の二第一項第二号に規定する多数の者が買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)に関する事項(同号に掲げるものに限る。)を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定めるものは、当該買付け等に関する事項を新聞若しくは雑誌に掲載し、又は文書

上場株券等をいう。以下この節において同じ。)の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行う旨の文言が含まれるものに限る。)を新聞若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いることにより多数の者に知らせて行う買付け等とする。

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。)が公開買付開始公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。第十四条の三の八第一号口を除き、以下この節において同じ。)を行つた日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)以上で六十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)以内とする。

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け(以下この節において「公開買付け」という。)による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。)は、すべての応募

、放送、映画その他の方法を用いることにより多数の者に知らせて行う買付け等とする。

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。)が公開買付開始公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。第十四条の三の八第四号口を除き、以下この節において同じ。)を行つた日から二十日以上で六十日以内とする。

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け(以下この節において「公開買付け」という。)による上場株券等(法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この節において同じ。)の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第

株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 5 6 (略)

(公開買付開始公告等)

第十四条の三の四 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第二項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなければならない。  
い。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

一 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第二項、第二十七条の八第十一項

三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、すべての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 5 6 (略)

(公開買付開始公告等)

第十四条の三の四 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなければならない。  
い。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

一 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項

及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 公開買付期間の  
末日

二 (略)

5・6 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び  
に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法  
第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と  
する。

- 一 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十  
五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の  
規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等  
に係る買付け等をする場合
- 二 その株券等が上場されている外国の証券取引所が所在する外国  
において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより  
買付け等をする場合
- 三 第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号  
に掲げる買付け等をする場合
- 四 六 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の八 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 公開買付期間の  
末日

二 (略)

5・6 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び  
に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法  
第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と  
する。

- 一 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十  
五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の  
規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等  
に係る買付け等をする場合
- (新設)

- 二 第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる  
買付け等をする場合
- 三 五 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の八 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

る法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

一 買付け等の期間を第十四条の三の三第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。）中に、当該公開買付者以外の者が、当該公開買付者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項若しくは第三項又は法第二十七条の八第八項の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合 当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。）の末日までの日数以内の期間

二 (略)

三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件

る法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一 買付け等の価格を引き下げること。

二 買付予定の上場株券等の数を減少させること。

三 買付け等の期間を短縮すること。

四 買付け等の期間を第十四条の三の三第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。）中に、当該公開買付者以外の者が、当該公開買付者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項若しくは第二項又は法第二十七条の八第八項の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合 当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。）の末日までの日数以内の期間

五 (略)

(新設)

の内容を変更すること。

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)

第十四条の三の十一 法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の七	(略)		(略)	読み替える法の規定
前条第二項又は第三項	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
第二十七条の二十二の二第二項において	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)

第十四条の三の十一 法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の七	第二十七条の四		第二十七条の二(第二項から第六項までに限る。)	読み替える法の規定
前条第一項又は第二項	前条第二項	この節に定める	第二十七条の十二第三項	読み替えられる字句
第二十七条の二十二の二第二項において	第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第二項	次節に定める	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項	読み替える字句

(略)	第二十七条の八（第六項、第十項及び第十二項を除く。）				
(略)	第二十七条の六第二項	第二十七条の六第一項	(略)	(略)	
(略)	第二十七条の六第二項の二第二項において準用する第二十七条の六第二項	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項	(略)	(略)	準用する前条第二項又は第三項

第二十七条の九	第二十七条の八（第六項、第十項及び第十二項を除く。）				
前条第一項から第四項まで	第二十七条の六第一項	第二十七条の六第三項	この節の規定	次条第八項	
第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項	次節の規定	第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項	準用する前条第一項又は第二項

		(略)	
第二十七条の十三(第三項を除く。)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第二十七条の十三(第三項及び第四項第一号を除く。)		第二十七条の十二	
第二十七条の十一第二項	第二十七条の十一第二項	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項	第二十七条の八第八項
第二十七条の十一第二項ただし書	第二十七条の二十二第二項において準用する第二十七条の十一第二項	第二十七条の二十二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項	第二十七条の二十二第二項において準用する第二十七条の八第八項

第二十七条の十七	(略)	(略)	(略)	第二十七条の六第二項	
(略)	(略)	(略)	(略)	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項	

第二十七条の十七	第二十七条の十四	第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。)	次条第一項	第二十七条の六第一項	書
第二十七条の五(第二十七条の八第十項)	第二十七条の二十二の二第二項及び第五	第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)	第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項	

(略)	第二十七条の六第二項又は第三項	(略)	(略)	
(略)	第二十七条の六第二項又は第三項の六第二項又は第三項	(略)	(略)	

次条第二項及び第二十七條の二十第二項	第二十七条の六第一項又は第二項	次条第二項第一号	第二十七条の五	において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項	第二十七条の六第一項又は第二項	第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号	第二十七条の五の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五	項において準用する第二十七条の五

(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(公開買付者である会社に係る重要事実の公表に関する読替え)

第二十七條の十八		第二十七條の二十一 第一項	
第二十七條の十三第 四項	前条第一項	第二十七條の十七第 一項	第二十七條の十八第 二項
第二十七條の二十二 の二第二項において 準用する第二十七條 の十三第四項	第二十七條の二十二 の二第二項において 準用する前条第一項	第二十七條の二十二 の二第二項において 準用する第二十七條 の十七第一項	第二十七條の二十二 の二第二項において 準用する第二十七條 の十八第二項

2・3 (略)

(公開買付者である会社に係る重要事実の公表に関する読替え)

第十四条の三の十三 法第二十七条の二十二の三第五項において準用する法第二十七条の五の規定に違反して上場株券等の買付け等をした場合について、法第二十七条の二十二の三第八項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二十七条の十七	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
		(略)			
	第二十七条の六第二項又は第三項		(略)	第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項又は第三項	

第十四条の三の十三 法第二十七条の二十二の三第五項において準用する法第二十七条の五の規定に違反して上場株券等の買付け等をした場合について、法第二十七条の二十二の三第八項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二十七条の十七	読み替えられる字句	第二十七条の五	読み替える字句	第二十七条の二十二の三第五項において準用する第二十七条の五
		次条第二項第一号			第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号
	第二十七条の六第一項又は第二項			第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項	

	(略)	
		(略)

第三章の二 株券等の大量保有の状況に関する開示

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 投資証券等

四 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 (略)

(報告期間に算入しない休日)

第十四条の五 法第二十七条の二十三第一項に規定する政令で定める休日は、行政機関の休日(日曜日を除く。)とする。

	除く。次条第二項及び第二十七条の第二項において同じ。	除く。
--	----------------------------	-----

第三章の二 株券等の大量保有の状況に関する開示

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

(新設)

三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 (略)

(報告期間に算入しない休日)

第十四条の五 法第二十七条の二十三第一項に規定する政令で定める休日は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(日曜日を除く。)とする。

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券（議決権のない株式として内閣府令で定めるものに係る株券を除く。）

二 (略)

三 投資証券等

四 外国法人の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(保有株券等から除外するもの)

第十四条の六の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主としての議決権を行使することができる権利又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権利

三 投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づいて有する投資をするのに必要な権利

四 株券等の売買の一方の予約に基づき、当該売買を完結させ、かつ、買主としての地位を取得する権利

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券（議決権のない株式に係る株券を除く。）

二 (略)

(新設)

三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(新設)

五 株券等の売買に係るオプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得する権利

(特別の関係)

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 三 (略)

四 その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

2・3 (略)

(大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更)

第十四条の七の二 法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項第一号及び第二号に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものは、大量保有報告書又は変更報告書(これらの訂正報告書を含む。)に記載すべき内容に係る変更のうち、次の各号に掲げるものを除くものとする。

一 その単体株券等保有割合が百分の一未満である保有者が新たに共同保有者(法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいい、同条第六項の規定により共同保有者とみなされる者を含む。以下この章において同じ。)となつたこと。

二 その単体株券等保有割合が百分の一未満であつた保有者が共同保有者でなくなつたこと。

(特別の関係)

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 三 (略)

(新設)

2・3 (略)

(新設)

三 その単体株券等保有割合が百分の一未満である共同保有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更

四 単体株券等保有割合の百分の一未満の増加又は減少

五 株券等の保有者及びその共同保有者の保有に係る当該株券等に関する次に掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更のうち軽微なものとして内閣府令で定めるもの

イ 担保に供することを内容とする契約

ロ 売り戻すことを内容とする契約

ハ 売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により売主としての地位を取得する場合に限る。）

ニ 貸借することを内容とする契約

ホ イからニまでに掲げる契約に準ずる契約

六 その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 前項の「単体株券等保有割合」とは、保有株券等の数（法第二十七条の二十三第四項に規定する保有株券等の数をいう。）を、当該株券等の発行者の発行済株式又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券の数を加算した数で除して得た割合をいう。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行

（新設）

為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

- 一 重要な財産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 代表取締役の選定又は解職
- 四 役員構成の重要な変更（役員の数又は任期に係る重要な変更を含む。）
- 五 支配人その他の重要な使用人の選任又は解任
- 六 支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止
- 七 株式交換、株式移転、会社の分割又は合併
- 八 事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止
- 九 配当に関する方針の重要な変更
- 十 資本金の増加又は減少に関する方針の重要な変更
- 十一 その発行する有価証券の取引所有価証券市場における上場の廃止又は店頭売買有価証券市場における登録の取消し
- 十二 その発行する有価証券の取引所有価証券市場への上場又は店

頭売買有価証券登録原簿への登録

十三 その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第二十七条の二十六第三項に規定する政令で定めるところにより毎月二回以上設けられる日の組合せは、次のいずれかとする。

一 各月の第二月曜日及び第四月曜日（第五月曜日がある場合にあっては、第二月曜日、第四月曜日及び第五月曜日とする。）

二 各月の十五日及び末日（これらの日が土曜日に当たるときはその前日とし、これらの日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）

3 法第二十七条の二十六第四項及び第五項に規定する政令で定める期間は、当該百分の五を超えることとなつた日又は当該増加した日以後最初に到来する基準日（同条第三項に規定する基準日をいう。）の五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）後までの期間とする。

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、法第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、法第二十七条の十一第三項（法第二

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）

十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項、第二十七条の十第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項、第二十七条の十第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三・四（略）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）  
第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及

の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三・四（略）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）  
第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及

ひ外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項及び第五項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二・三 （略）

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3 （略）

ひ外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二・三 （略）

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3 （略）